

岡山県森林組合連合会 木材共販業務規程

第1章 総 則

- 第1条 この会の木材共販所等（以下「共販所等」という）において共同販売する木材等の取扱いについては、この規程の定めるところによる。
- 第2条 この会の木材共販所等の名称及び所在地は、次のとおりとする。
新見木材共販所 新見市下熊谷 2982
勝山木材共販所 真庭市勝山 1884-6
津山木材共販所 津山市一宮 1189
- 第3条 共販所等の取扱品目は素材、その他木材等とする。なお木材共販に関する会員指導、市況の調査及び情報の提供、その他付帯する業務を行なう。
- 第4条 共販所等の市売日は別表(1)のとおりとする。
但し、市売日が祝祭日に当たるときは変更できるものとし、市日の当日、次回の市日及び時間を告知する。
- 第5条 共販所等は、あらかじめ、共販日の年間予定表を作成し告知する。
(1) 共販所の営業日はあらかじめ告知する。
(2) 共販所の営業時間は8時から17時までとする。
- 第6条 共販所等は共販日の都度、取引価格及び取引の状況を共販所等の掲示板等に公表する。
- 第7条 共販所等の共同販売方法は、入札又は呼声売の競売によるほか相対売りによる。
但し、共販所の土場に搬入することなく需要者に直送する材については、常勤理事の承認を得たうえ本規程に準じ、競売によらざる方法により販売することができる。

第2章 出 荷 業 務

- 第8条 出荷者に対しては、次の各項により取扱う。
(1) 出荷者は森林組合とする。但し、森林組合以外の者も出荷することができる。
(2) 出荷材は、共販所において荷受けし、一車毎に預り証を発行する。
(3) 荷受け、検収が完了したとき、委託契約が成立したものとし市売後引渡期限までの間、保管にあたるものとする。
但し、不可抗力により損害を生じたときは、その責に任じない。
(4) 出荷材の荷受けに際し、現品と送り状に相違ある場合は現品によって処理する。
(5) 出荷者は、共販所長の承認を得て、出荷材に対して指値をすることができる。
(6) 市売日において競合者のない委託品については、次回共販日で販売を行うか、又は出荷者と合議のうえ、販売することができる。
- 第9条 共販所等は、買取による仕入れができることとし、次の各項により取扱う。
(1) 買取仕入にあたっては、荷受け及び検収後、市売りによる販売が完了した時点をもって共販所等の買取が成立したものとし、市売後引き渡し期限までの間、保管にあたるものとする。
(2) その他は、本規程第8条及び第10条を準用し、第8条(3)及び第10条(7)を除き、「委託」を「買取」に読み替えるものとする。

第10条 委託販売手数料、代金決済等は次の各項により取扱う。

- (1) 委託販売手数料並びにはい積料は、別表（2）のとおりとする。
但し、特に常勤理事が必要と認めた場合は、これを変更することができる。
- (2) 共販所到着までの運賃諸掛は、出荷者の負担とする。
- (3) 出荷者が前受金を必要とするときは、荷受け後最低見積価格の80%以内を仮渡することができる。
- (4) 出荷者が立木代金等の前渡金を必要とするときは、別に定める債権保全の条件を具備し常勤理事の承認を得て前渡することができる。
- (5) 3項の仮渡金並びに4項の前渡金に対し、系統金融機関の借入金利息に年員内0.5%、員外1.5%増の利息を徴収するものとする。
- (6) 売買の成立した出荷材に対する代金精算書は、計算終了次第出荷者に送付する。
- (7) 出荷者に対する代金決済は、売買が成立してから5日後に委託販売手数料、はい積料、仮渡金、仮払金及び利息等を差引き現金をもって支払うものとする。また、買取販売においては、売買が成立してから5日後に買取販売手数料相当額、はい積料相当額、仮渡金、仮払金、出荷負担金（当会の計算した消費税の仕入額税額控除未控除相当額）及び利息等を差引き現金をもって支払うものとする。

第3章 販 売 業 務

第11条 買取人に対しては、次の各項により取扱う。

- (1) 買取人の資格は、岡山県木材業者及び製材業者登録条例により、登録を受けた木材業者及び製材業者または常勤理事が承認した需要者とする。
- (2) 買取人は常勤理事の承認を得て、木材取引契約書を差入れて、別表（3）による保証金を預託するものとする。
但し、特別市などの臨時的な買取人については、木材取引契約書の省略をすることができる。
- (3) 木材取引契約書には、本会の認める連帯保証人2名以上を要する。
但し、常勤理事の承認を得てこれを減じ、又は、免じることができる。
- (4) 保証金の額は状況により増額することができる。
- (5) 保証金の増額に応じない場合は、一時立合いを停止することができる。
- (6) 買取人に対する取引限度額は、買取人並びに連帯保証人の信用度並びに資産内容により常勤理事が決定する。
- (7) 買取人が開市中、不正または不穩当の行為があると認められる者に対して、立合を拒絶することができる。

第12条 売買の成立及び代金決済等は次の各項による。

- (1) 競売による落札は次による。
 - 1) 最高価格の者を競落札人とする。但し、最高値が時価又は指値より極めて低く落札に適しないと判断するときは、元落とすることができる
 - 2) 取引の単位は立方メートル、メートル売り、本売りとして円止めとする。
 - 3) 価格の単位はすべて円飛びとする。
 - 4) 落札者が2名以上、同額の者があったときは、次による。
 - (イ) 呼声売り 早い者が優先する。
 - (ロ) 入札売り 抽選による。
- (2) 売買が成立した後、売買価格の変更及び売買の取消しはしない。
但し、当日共販終了前までに申出があった場合は、その理由により取消しを承認

することがある。

(3) 買取人の代金決済は現金決済とし、共販日後10日以内に完了するものとする。

但し、常勤理事が認めた者については共販日から起算して別表(4)による期限内の約束手形をもって決済することができる。この場合共販日から手形期日までの日数について、別表(4)に定める利息を加算した手形額面とする。

(4) 買取人が決済期日までに支払わない場合は、決済期日の翌日から完済の当日までの間、別表(4)に定める過怠金を徴する。

更に、共販の立会を停止し、また当人に売却済で未引取の商品のある場合は、その引渡しを拒否することができる。

第13条 買取品の引取は次の各項により取扱う。

(1) 買取人は、共販日後10日以内に、買取商品を引き取るものとする。

(2) 引取期限後の買取商品の損害については、その責を負わない。

(3) 引取材の積込料は別表(5)のとおりとする。その他引取等に要する諸掛費用は、買取人の負担とする。

(4) 買取人が引取期日までに、商品を引取らない場合は、商品の引渡しを打ち切り、個々の契約を破棄することができる。この場合、このことにより生ずる損害金を請求することができる。

第4章 その他

第14条 各共販所は、必要により、常勤理事の承認を得て、国有林材を買取ることができる。

附 則

第1条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

第2条 この規程は、昭和48年1月1日より施行する。

(2) 昭和48年8月1日	一部改正	(18) 平成2年4月1日	一部改正
(3) 昭和49年5月10日	一部改正	(19) 平成4年3月23日	一部改正
(4) 昭和49年11月10日	一部改正	(20) 平成4年12月16日	一部改正
(5) 昭和51年4月1日	一部改正	(21) 平成5年3月1日	一部改正
(6) 昭和52年5月9日	一部改正	(22) 平成5年4月1日	一部改正
(7) 昭和52年9月1日	一部改正	(23) 平成10年7月1日	一部改正
(8) 昭和55年4月1日	一部改正	(24) 平成12年10月1日	一部改正
(9) 昭和57年1月4日	一部改正	(25) 平成13年1月1日	一部改正
(10) 昭和57年10月26日	一部改正	(26) 平成14年3月27日	一部改正
(11) 昭和57年12月13日	一部改正	(27) 平成15年1月1日	一部改正
(12) 昭和59年7月24日	一部改正	(28) 平成17年10月1日	一部改正
(13) 昭和60年5月15日	一部改正	(29) 平成21年4月1日	一部改正
(14) 昭和60年9月9日	一部改正	(30) 平成24年11月6日	一部改正
(15) 昭和62年5月11日	一部改正	(31) 平成26年7月1日	一部改正
(16) 昭和62年12月19日	一部改正	(32) 令和5年9月5日	一部改正
(17) 昭和64年1月4日	一部改正	(33) 令和6年3月21日	一部改正

(令和6年4月1日施行)

別表（１）市売日

共 販 所	共 販 日	共販開始時間
新見木材共販所	毎月 3 日 13 日 23 日	9 時開始
勝山木材共販所	毎月 7 日 17 日 27 日	
津山木材共販所	毎月 9 日 19 日 29 日	

別表（２）委託販売手数料及びはい積料

単位 立方メートル当り

共販所	委託販売手数料		はい積料	
新見・勝山・津山 各木材共販所	員 内	6 %	850 円	
	員外	木材登録者		6.5 %
		木材未登録者		9.5 %
	公 有 林 等			6.5 %

別表（３）保証金

共 販 所	保 証 金	備 考
新見木材共販所	20,000 円	
勝山木材共販所	20,000 円	
津山木材共販所	30,000 円	

但し、昭和 62 年 10 月 20 日以降は新見・勝山・津山木材共販所共通とし
100,000 円とする。

また、平成 21 年 4 月 1 日以降 100,000 円以上とする。

別表（４）約束手形、金利及び過怠金

共 販 所	手 形 期 限	利息(日歩)	過怠金(日歩)
新見木材共販所	共販日より 30 日以内	2 銭	3 銭
勝山木材共販所	共販日より 30 日以内	2 銭	3 銭
津山木材共販所	共販日より 40 日以内	2 銭	4 銭

但し、地区仲買人組合等との協議により変更することがある。

別表（５）積込料

共 販 所	積 込 料
各 共 販 所	1 立方メートル当り 700 円

但し、地区買方組合員以外は 1,000 円（員内は 800 円）

木材共販規程第9条4項による前渡金の取扱いは、次によるものとする。

1 前渡金支払伺書

対象山林の現地調査をし、所定事項を記入のうえ添付書類及条件を整備して希望年月日の1週間前までに提出すること。(添付書類及び条件は、別表による)

2 前渡金の範囲

前渡金は、立木費と作業費の範囲とし前渡期間は、最高1年以内とする。

3 支払伝票及び証書

前渡金は、支払伝票には必ず決裁NOを記入し、定められた証書を徴すること。

4 前渡金管理カード

前渡金に対しては、すべて管理カードを整備し山林毎に出荷、返済及び残高等経過内容を明確にしておき必要により報告するものとする。

5 特別事項

その他例外的なことについては、その都度協議決裁するものとする。

[別 表]

添付書類及び条件

《500万円未満》

添付書類

〔木材取引契約書
売買契約書（写）〕

条 件

〔保証人 2名以上〕

《500万円以上》

添付書類

〔木材取引契約書
売買契約書（写）
譲渡担保委任状
担保物件調査書
保証人調査書〕

条 件

〔保証人 3名以上
担保提供（評価額は前渡金額の
20%以上とする。）〕

- ※ 木材取引契約書の本人及び連帯保証人は、必ず署名捺印（実印）し印鑑証明書を添付すること。
- ※ 担保物件調査は、支所と本会で行なう。